

鳥取県公報

目

令和5年12月22日(金) 第9558号

毎週火・金曜日発行

生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (590) (孤独・孤立対策課)・・・・・・2 ◇告 示 生活保護法による指定医療機関の再開の届出 (591) (")・・・・・・・・・・2 土地改良法による換地計画の決定(592)(農地・水保全課)・・・・・・・・・・2 国土調査の成果の認証 (593) (") ・・・・・・・・・・・・・・・・2 保安林の指定施業要件の変更予定 (594) (森林づくり推進課)・・・・・・・・3 公共測量の実施(2件) (595・596) (県土総務課)・・・・・・・・・・・・3

> 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (598) (西部総合事務所県民福祉局)・・・・・・4 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (599) (")・・・・・・・・・・・・・・4

> 廃川敷地等の発生(597) (河川課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

次

示

鳥取県告示第590号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止 した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例に よる場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日	
しらいし内科クリニック	西伯郡日吉津村大字富吉1139-1	令和5年10月13日	
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和5年11月13日	
医療法人社団辻歯科医院	米子市車尾四丁目 3-46	令和5年12月4日	

鳥取県告示第591号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再 開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例 による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和5年11月6日

鳥取県告示第592号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る森藤地区の換 地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供 する。

令和5年12月22日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

令和5年12月22日から令和6年1月11日まで

- 3 縦覧に供する場所
 - 琴浦町役場
- 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第593号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、 同条第4項の規定により告示する。

令和5年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
湯梨浜町	令和3年度及び令和	湯梨浜町 (大字別所の一部	湯梨浜町大字別所	令和5年12月22日
	4年度	(20213137001))の地籍	の一部	
		図及び地籍簿		
		湯梨浜町 (大字別所の一部		
"	JJ	(20213137002)) の地籍	<i>II</i>	"
		図及び地籍簿		

鳥取県告示第594号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249 号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 鳥取市国府町奥谷字於以茂谷1、字牛飼場2、3の1、3の2、4の1、4の2、字山田7、8
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第595号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地 方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において 準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年10月16日から同年12月22日まで
- 3 作業地域 八頭郡智頭町大字駒帰

鳥取県告示第596号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地 方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において 準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月22日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 作業種類 公共測量(1級基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年12月18日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域 西伯郡大山町赤坂、上市及び田中

鳥取県告示第597号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、 次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 令和5年12月22日

> 鳥取県知事 平 井 治

- 1 河川の名称
 - 一級河川千代川水系佐治川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年12月22日
- 3 廃川敷地等の位置

鳥取市佐治町高山字淵尻平759-1地先から同字774-5地先まで及び同字769地先

- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - 土地 1,073.40平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29 年法律第71号) 第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日か ら3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第598号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

事業者の名称	指定に係る事	指定に係る事	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
又は氏名	業所の名称	業所の所在地	伸出平月日	発止平月 日	
有限会社ホッ	有限会社ホッ	米子市旗ヶ崎	令和5年12月8日	令和6年3月1日	福祉用具貸与、
トハート	トハート	九丁目13-15			特定福祉用具販
					売

鳥取県告示第599号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

令和5年12月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ホッ	有限会社ホッ	米子市旗ヶ崎	令和5年12月8日	令和6年3月1日	介護予防福祉用

令和5年12	月 22 日 金曜	月 鳥 取	県 公	報	第 9558 号
トハート	トハート	九丁目13-15			具貸与、特定介 護予防福祉用具 販売